

平成 30 年定例会 2 月定期議会 産業建設常任委員会調査報告書

- 委員会報告（12 月 8 日）…………… - 3 -
1. 平成 29 年定例会 12 定期議会中の調査事項について
 2. 要望書について
- 委員会報告（12 月 14 日）…………… - 4 -
- 所管事務調査 <建設部>
1. 12 月定期議会補正予算について
 2. 平成 29 年度主要事業の進捗状況について
- <産業経済部>
3. 指定管理者の指定について
(石越高森公園 (愛称チャチャワールドいしこし))
 4. 12 月定期議会補正予算について
- 委員会報告（12 月 18 日）…………… -11-
1. 陳情書（最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書の採択を求める陳情書）の取り扱いについて
 2. 委員会報告書について
 3. 意見交換会に係る市民の意見について
- 委員会報告（1 月 15 日）…………… -13-
1. 県営ふるさと林道「登米・東和線」要望書の提出について
 2. 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書の採択を求める陳情書の取り扱いについて
 3. 平成 30 年度産業建設常任委員会活動方針について
- 委員会報告（1 月 23 日）…………… -15-
1. 県営ふるさと林道「登米・東和線」要望書提出について
- 委員会報告（1 月 24 日）…………… -17-
- 所管事務調査 <建設部>
1. 道路整備計画について
 2. 公営住宅等整備計画について
 3. 市道舗装維持管理計画について

平成 30 年 3 月 8 日
産業建設常任委員会

産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 29 年 12 月 8 日(金) 午後 4 時 40 分～午後 5 時 10 分
2. 場 所：登米市役所迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事件および目的
(1) 12 月定期議会中の調査事項について
4. 参 加 者：委 員 長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、
委 員 上野 晃、關 孝、田口政信、及川長太郎、伊藤栄
(事務局) 主 査 菅原 仁
5. 概 要：以下のとおり

(1) 平成 29 年定例会 12 月定期議会中の調査事項について

12 月定期議会中の所管事務調査については下記のとおり決定した。

12 月 14 日 (木)

- 10：00～ <建 設 部> ・ 12 月定期議会補正予算について
・ 平成 29 年度主要事業の進捗状況について
・ その他
- 13：00～ <産業経済部> ・ 指定管理者の指定について
(石越高森公園(愛称名チャチャワールドいしこし))
・ 12 月定期議会補正予算について
・ その他

12 月 18 日 (火)

- 10：00～
- ・ 陳情書（最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求め
る政府に対する意見書採択を求める陳情書）の取り扱いについて
 - ・ 委員会報告について
 - ・ 意見交換会に係る市民の意見について
 - ・ その他

(2) 要望書について

県営ふるさと林道「登米東和線」の整備促進について、要望書の内容を確認し、提出することとなった。

産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 29 年 12 月 14 日（木） 午前 10 時～午後 2 時
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事 件
＜建設部＞
 - （1）12 月定期議会補正予算について
 - （2）平成 29 年度主要事業の進捗状況について＜産業経済部＞
 - （3）指定管理者の指定について
（石越高森公園（愛称名チャチャワールドいしこし））
 - （4）12 月定期議会補正予算について
4. 参 加 者：委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、
伊藤栄

（建設部）建設部長 中津川源正
建設部次長 首藤正敏
土木管理課長 菅原和夫
営繕課長 小野寺友生
住宅都市整備課長 小野寺憲司
まちづくり専門監 小林和仁
下水道課長 細川宏伸
道路課長 伊藤勝
用地専門監 佐々木勝彦
土木管理課課長補佐 高橋浩昭

（産業経済部）産業経済部長 丸山仁
産業経済部次長 阿部孝弘
産業経済部次長兼農産園芸畜産課長 高橋一紀
産業政策課長 遠藤亨
農村整備課長 千葉昌弘
商業観光課長 新田公和
産業政策課副参事兼課長補佐 千葉昌彦

(議会事務局) 主査 菅原仁

5. 概 要 : (別紙のとおり)

6. 所 見 : (別紙のとおり)

(別紙)

(1) 12月定期議会補正予算について<建設部>

○概要

<主なもの>

8款(土木費)2項(道路橋りょう費)

■道路維持補修費 … △135,985千円

社会資本整備総合交付金額の確定により、石打坂西館線等の道路改良事業費等を減額する。

11款(災害復旧費)2項(公共土木施設災害復旧費)

■道路橋りょう災害復旧費 … 10,941千円

台風21号による市道糠塚線等の復旧に要する経費

■河川災害復旧費 … 3,367千円

台風21号による山根川ほか9河川の災害復旧に要する経費

■都市計画施設災害復旧費 … 3,770千円

台風21号による迫鹿ヶ城公園の災害復旧に要する経費

○所見

災害復旧に関しては、総額18,078千円の補正計上となった。その原因となった超大型で上陸した台風21号による天災と理解するところではあるが、法面崩落の被害があった鹿ヶ城公園は城址公園であり、戦国期から400年以上もその姿を存じてきた史跡である。今後は台風で罹災することの無いように、今後の管理については慎重に検証し対処すべきである。

(2) 平成29年度主要事業の進捗状況について

○概要

■土木管理課

- 委託料・・・舗装維持修繕計画策定業務ほか3件
(完成1件、実施中2件、未契約1件)
- 工事請負費・・・小塚長根線舗装補修工事ほか15件
(完成3件、実施中10件、未契約3件)

■道路課

- 道路新設改良費(単独)・・・下道・大柳線道路改良舗装工事ほか53件
(完成2件、実施中47件、未契約5件、繰越見込7件)
- きめ細かな道路整備事業・・・南方地区道路舗装工事ほか8件
(完成3件、実施中3件、未契約2件)
- 道路新設改良費(補助)・・・石打坂・西館線道路改良工事ほか15件
(完成2件、実施中10件、未契約3件、繰越見込1件)
- 道路維持費・・・道路定期点検(路面・付属物)業務(実施中)
- 橋りょう維持費・・・中塚橋補修補強工事ほか3件
(実施中4件、繰越見込2件)
- 道路橋梁りょう災害復旧費・・・糠塚線道路災害復旧工事ほか2件
(実施中3件、繰越見込1件)

■住宅都市整備課

- 中津山地区整備事業費工事請負費・・・定住促進宅地造成事業(中津山地区)造成工事(実施中)
- 農集排施設整備費工事請負費・・・定住促進宅地造成事業(中津山地区)下水道工事(実施中)
- 中津山地区事業費委託料・・・定住促進宅地造成事業(中津山地区)用地測量業務(未契約)
- 中津山地区事業工事請負費・・・定住促進宅地造成事業(中津山地区)上水道工事ほか1件(実施中)
- 都市計画総務一般管理費委託料・・・都市計画マスタープラン外改定業務(実施中)
- 景観形成費工事請負費・・・登米町寺池桜小路古民家改修工事(実施中)
- 住宅管理費委託料・・・市営住宅建替事業(佐沼大網地区)測量業務ほか4件
(実施中1件、未契約3件、繰越見込1件)
- 住宅管理費工事請負費・・・米山西野第一住宅屋上防水工事(完成)
- 定住促進宅地管理費委託料・・・登米市市営住宅等整備計画策定業務(実施中)
- 定住促進宅地管理費工事請負費・・・迫・豊里定住促進住宅シャワー付き風呂釜交換工事ほか2件(完成1件、実施中2件)

■ 営繕課

- 木造住宅耐震診断助成事業・・・実施件数 6 件
- 木造住宅耐震改修工事助成事業・・・実施件数 1 件
- 地域集会施設耐震診断助成事業・・・実施件数 0 件
- 地域集会施設耐震改修工事助成事業・・・実施件数 2 件
- スクールゾーン内危険ブロック塀等除去事業・・・実施件数 1 件

■ 下水道課

- 公共下水道委託料・・・ストックマネジメント全体計画業務（浄化センター）ほか 4 件（完成 1 件、実施中 4 件）
- 公共下水道工事請負費・・・公共 1 号梅ノ木地区舗装復旧工事ほか 14 件（完成 1 件、実施中 10 件、未契約 4 件、繰越見込 6 件）
- 特環委託料・・・豊里浄化センター（長寿命化）建設工事委託ほか 2 件（実施中 3 件、繰越見込 1 件）
- 特環工事請負費・・・特環 1 号石越町矢作地区污水管渠築造工事ほか 6 件（完成 4 件、実施中 2 件、未契約 1 件）
- 農集排委託料・・・登委第 6 号後小路地区外 3 地区（農集排）機能強化設計資料作成業務（完成）
- 農集排工事請負費・・・請第 65 号大泉地区（農集排）舗装復旧（その 1）工事ほか 5 件（実施中 6 件）
- 浄化槽工事請負費・・・登米市浄化槽設置工事 61 基（55 基完成）

○ 所 見

各種事業において入札の不調・中止が散見され、このことに起因した遅延が確認される。
登米市とその周辺地域は未だ復興事業絡みで入札に厳しい状況であることに理解はするが、
発注時期を分散させるなどの工夫も必要なのではないか。

(3) 指定管理者の指定について<産業経済部>

(石越高森公園 (愛称名チャチャワールドいしこし))

○概 要

施設名称	石越高森公園 (愛称名チャチャワールドいしこし)
募集方法	非公募
指定管理の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 (1 年間)
団体の名称	株式会社いしこし
管理業務内容	利用許可に関する業務、利用料金に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、運営に関する業務、ほか公園条例の目的を達成するために必要な業務
指定の理由	株式会社いしこしは、当該施設の所在地域を中心に事業を実施しており、遊園地としての施設の特性を理解し、適切な管理運営を安定して実施する能力と体制を備えている。 また、ステージを活用したイベントの企画や入場料割引制度の設定などによる利用者の拡大を図るとともに、利用者が安全に遊具を利用できるよう職員に遊具の安全運転の講習会を受講させることとしており、施設を有効に活用した効果的な管理運営が期待できる。
以前の指定期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

○所 見

今回非公募 1 年間の募集としたことについては、パークゴルフ場整備に係る暫定ケースであるとのことである。遊具施設が縮小されるにもかかわらず、管理料が増えることについて、疑問を呈したが、収益事業が減少することに伴う措置とのことである。所管課は高森公園こそ、管理者による自主的な運営利用が為されている本来の指定管理制度の望まれるべき姿と位置付けているが、パークゴルフ場開設後も一括した管理体制を望むところである。

(4) 12月定期議会補正予算について

○概要

<主なもの>

6款(農林水産費) 1項(農業費)

■土地改良施設機能診断事業(石越南部地区) … 1,440千円

石越南部第一揚水機場は、平成28年に造成された用排水兼用の機場で、河川改修事業の補償工事にて平成元年に改修され、現在は排水機場として適切に維持管理されてきたが、経年劣化による設備等の機能低下により不具合が発生したため設備を更新し、施設の長寿命化と適切な管理を図るもの

(1) 事業の内容

- ・事業主体：迫川上流土地改良区(栗原市)
- ・事業費：施設診断カルテ作成・整備補修年次計画の作成・・・400千円
予防保全対策工事(真空ポンプ、電磁弁等更新)・・・5,600千円
合計6,000千円

(2) 補正の内容

- ・補助金
事業費6,000千円×市負担割合30%×登米市の負担割合80%=1,440千円

産業建設常任委員会行政視察報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 29 年 12 月 18 日（月） 午前 10 時～午前 11 時 35 分

2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室

3. 事 件

- (1) 陳情書（最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書の採択を求める陳情書）の取り扱いについて
- (2) 委員会報告書について
- (3) 意見交換会に係る市民の意見について

4. 参 加 者：委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、伊藤栄

（議会事務局）主査 菅原 仁

5. 概 要：（別紙のとおり）

6. 所 見：（別紙のとおり）

(別紙)

(1) 陳情書（最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書）の取り扱いについて

○概要

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書」の取り扱いについて協議を行った。

最低賃金の改善と中小企業に対する支援拡充が必要であることから、意見書については提出することとし、内容についてはこれから精査して行く。

(2) 委員会報告書について

○概要

平成 29 年 9 月 7 日以降に行った所管事務調査並びに現地調査に係る委員会報告書の内容について、確認を行った。

(3) 意見交換会に係る市民の意見について

○概要

平成 29 年 10 月 11 日及び 12 日、市内各公民館で実施した意見交換会において、市民から出された意見等のうち、産業建設常任委員会で所管することに分類された案件について協議を行った。

産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成30年1月15日（月） 午前10時～午前11時35分

2. 場 所：迫庁舎 第3委員会室

3. 事 件

(1) 県営ふるさと林道「登米・東和線」要望書提出について

(2) 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書の取り扱いについて

(3) 平成30年度産業建設常任委員会活動方針について

(4) その他

4. 参 加 者：委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、伊藤栄

（議会事務局）主査 菅原 仁

5. 概 要：（別紙のとおり）

6. 所 見：（別紙のとおり）

(別紙)

(1) 県営ふるさと林道「登米・東和線」要望書提出について

○概 要

宮城県、県議会への要望書提出を平成30年1月23日午後4時から行うこととし、産業建設常任委員は全員出席とした。

(2) 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書の取り扱いについて

○概 要

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書」の取り扱いについて意見書の内容を精査した。

再度、意見書の内容について修正及び精査を行っていく。

(3) 平成30年度産業建設常任委員会活動方針について

○概 要

平成30年における所管事務調査の内容については、昨年からの継続調査項目を引き続き行うことで決定した。

産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成30年1月23日（火） 午後4時～午後5時
2. 場 所：宮城県庁 農林水産部会議室、宮城県議会 議長応接室
3. 事 件：県営ふるさと林道「登米・東和線」要望書提出について
4. 参 加 者：議 長 及川昌憲
委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、伊藤栄

市長 熊谷盛廣
(産業経済部) 産業経済部長 丸山仁
産業政策課長 遠藤亨
産業政策課副参事 千葉昌彦
産業政策課課長補佐 加藤孝二

(議会事務局) 主査 菅原 仁
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

(別紙)

(1) 県営ふるさと林道「登米・東和線」要望書提出について

○概要

県営ふるさと林道「登米・東和線」は事業開始から9年が経過するも、平成29年度末完成予定延長がL=2,020mで進捗率は46.1%に留まっていることから、事業が進むように宮城県知事、宮城県議会議長あて要望書を提出した。

農林水産部長、県議長からは事業が進むように検討しますと回答があった。

宮城県議会議員出席者

役職名	氏名
宮城県議会議長	中島 源陽
宮城県議会副議長	只野 九十九
宮城県議会議員	渡辺 忠悦

宮城県農林水産部出席者

役職名	氏名
農林水産部長	武藤 伸子
農林水産部次長（技術担当）	永井 隆暁
農林水産部次長	佐藤 達哉
農林水産部林業振興課長	高橋 壯輔
農林水産部林業振興課技術副参事兼課長補佐	大信田 知英
農林水産部林業振興課林業基盤整備班長	佐藤 大輔
東部地方振興事務所登米地域事務所林業振興部長	須藤 昭弘



産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成30年1月24日（水） 午後2時～午後4時30分

2. 場 所：迫庁舎 第3委員会室

3. 事 件

<建設部>

- (1) 道路整備計画について
- (2) 市道舗装維持管理計画について
- (3) 公営住宅等整備計画について

4. 参 加 者：委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、伊藤栄

(建設部) 建設部長 中津川源正
建設部次長 首藤正敏
土木管理課長 菅原和夫
営繕課長 小野寺友生
住宅都市整備課長 小野寺憲司
まちづくり専門監 小林和仁
下水道課長 細川宏伸
道路課長 伊藤勝
用地専門監 佐々木勝彦
土木管理課課長補佐 高橋浩昭

(議会事務局) 主査 菅原 仁

5. 概 要：(別紙のとおり)

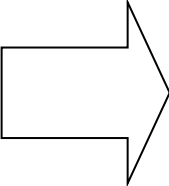
6. 所 見：(別紙のとおり)

(別紙)

(1) 道路整備計画について

○概要

これまで、路線評価は道路改良系として同一基準により評価・配点してきたが、今後は主要道路、集落間道路、集落内道路に狭隘道路・一部未改良道路を追加して、道路区分毎に路線評価の配点の見直しを行った。

現 行		見 直 し
道路改良系		主要道路
・必要性 25		集落間・集落内道路
・安全性 35		狭隘道路
・環境性 15		・必要性 60
・効率性 10		・難易度 40
・難易度 15		・環境性 10
		・効率性 10
		・難易度 15

※数字は路線評価の配点

■今後の見直しの方針

実施計画は平成 31 年度から反映する。また、毎年度 3 月に見直しを行い、翌年度以降に実施計画に反映する。

■路線評価基準の見直し（案）

(1) 主要道路

- ①「必要性」：主要な幹線道路であり、まちづくりに活かされる道路であるため、配点は最も高く 2 分の 1 以上の配点とし 55 点とする。

必要性 55 点

評価項目	説明
1. 交通ネットワーク (35 点)	都市マスや都市交通マスなど、まちづくりの視点から 3 段階で評価する
2. 公共施設アクセス (20 点)	公共施設とのアクセス状況を直接、間接、無しの 3 区分で評価する

- ②「安全性」：現況道路の幅員や通学路などの安全性は2番目に重視し約3分の1の配分で30点とする。

安全性 30 点

評価項目	説明
1. 幅員の広狭 (15 点)	現況道路幅員及び現況歩道の有無により3段階で評価する
2. 通学路指定 (5 点)	通学路指定の有無及び歩行者数の推計値により3段階で評価する
3. カーブの状況 (5 点)	現況道路の状況により3段階で評価する。標準的曲線半径との比較により評価する
4. 交通弱者配慮 (5 点)	交通弱者について、高齢者、障がい者、要介護者など居住の有無を2区分で評価する

- ③「難易度」：m当たり事業費や同意状況による事業の難易度は15点とする。

難易度 15 点

評価項目	説明
1. m当たり事業費 (10 点)	対象路線の整備に要する概算総事業費を整備延長で除した値により5段階で評価する
2. 事業同意状況 (5 点)	対象路線の同意状況により、2段階で評価する。同意有り、無しの2区分

(2) 集落間道路、集落内道路

- ①「必要性」：沿線住家戸数の状況や公共施設等へのアクセス性など、生活に必要な道路であるため、配点は最も高く3分の1以上の配点とし40点とする。

必要性 40 点

評価項目	説明
1. 沿線住家戸数 (15 点)	対象路線に接する住家戸数を100m当りに換算し5段階で評価する
2. 公共施設アクセス (10 点)	公共施設とのアクセス状況を直接、間接、無しの3区分で評価する。集落間道路、集落内道路の2区分で公共施設の重要度を変えて評価する
3. 不特定多数の車両の通行 (10 点)	不特定多数の車両の通行の有無について2区分で評価する
4. 移住・定住の促進 (5 点)	隣接地の状況について評価する。隣接地の土地について地目により2区分で評価する

- ②「安全性」：現況道路の幅員や通学路などの安全性は、2番目に重視し4分の1の配点で25点とする。

安全性 25 点

評価項目	説明
1. 幅員の広狭 (10 点)	現況道路幅員により3段階で評価する。集落間道路、集落内道路の2区分毎に標準的幅員との比較により評価する
2. 通学路指定 (5 点)	通学路指定の有無、及び歩行者数の推計値により3段階で評価する
3. カーブの状況 (5 点)	現況道路の状況により3段階で評価する。集落間道路、集落内道路の2区分毎に標準的曲線半径の比較により評価する
4. 交通弱者配慮 (5 点)	交通弱者について、高齢者、障がい者、要介護者など居住の有無を2区分で評価する

- ③「難易度」：m当たり事業費や同意状況による事業の難易度は3番目に重視し4分の1の配点で25点とする。

難易度 15 点

評価項目	説明
1. m当たり事業費 (10 点)	対象路線の整備に要する概算総事業費を整備延長で除した値により5段階で評価する。集落間道路、集落内道路の2区分で評価対象の値を変えて評価する
2. 事業同意状況 (5 点)	対象路線の同意状況により、2段階で評価する。同意有り、無しの2区分

- ④「環境性」：路面状況と排水状況の配点は1割程度の10点とする。

環境性 10 点

評価項目	説明
1. 路面の状況 (5 点)	路面の状況により3段階で評価する。未舗装、路面(不良)、路面(良)の3区分
2. 排水の状況 (5 点)	雨水排水の状況により3段階で評価する。不良、可、良の3区分

⑤「効率性」：1戸当たり事業費の配点は1割程度の10点とする。

効率性 10 点

評価項目	説明
1. 戸数当たり事業費 (10 点)	対象路線の整備に要する概算総事業費を沿線住家戸数で除した値により5段階で評価する。集落間道路、集落内道路の2区分で評価対象の値を変えて評価する

(3) 狭隘道路

○道路区分を追加

- ・「狭隘道路」・・・緊急車両の進入が困難で災害活動に支障がある市道
- ・「一部未改良道路」・・・概ね完了している路線で未整備箇所がある市道

①「必要性」：沿線住家戸数の状況や緊急時対応状況など、狭隘の解消に必要な道路であるため配点は最も高く2分の1以上の配点とし60点とする。

必要性 60 点

評価項目	説明
1. 沿線住家戸数 (30 点)	対象路線に接する住家戸数を3段階で評価する
2. 緊急時対応状況 (30 点)	舗装、未舗装など路面の状況により評価する。また、救命救急時患者搬送用器具（ストレッチャー）の走行の可否など消防本部の視点で評価する

②「難易度」：m当たり事業費や同意状況による事業の難易度は40点とする。

難易度 40 点

評価項目	説明
1. m当たり事業費 (15 点)	対象路線の整備に要する概算総事業費を整備延長で除した値により5段階で評価する
2. 路線の総事業費 (15 点)	対象路線の整備に要する概算総事業費を5段階で評価する
3. 事業要望状況 (5 点)	対象路線の要望状況により、要望有り、無しで2区分で評価する
4. 財源の状況 (5 点)	対象路線の整備に要する事業費について、交付金又は各種起債を利用できるか否かの2区分で評価する

○所 見

これまで、幹線道路から生活道路に至るまで、同じ評価種別、項目であったものを、道路区分に合致した評価基準に見直しを行った。

また、今回新たに狹隘道路の解消や、一部未改良道路の対策についても計画の中に盛り込んでいる。

道路財源が厳しくなる中で計画的に整備する体制を作ったことは評価したい。

さらなる、早期整備に努められたい。

(2) 市道舗装維持管理計画について

○概 要

平成 26 年度から実施している路面性状調査業務について、取りまとめを行い、舗装が劣化している箇所について、現状整理を行う。

その後、本市で修繕を実施する対象路線について管理水準の設定を行う。また、道路の使われ方や重要度を加味し、修繕箇所について優先度を付けて、メリハリのある修繕計画で行う。

(1) 管理水準の設定

管理水準はひび割れ率、わだち掘れ量、縦断凹凸（IRI）の 3 要素について 3 区分で設定する。

診断区分	ひび割れ率	わだち掘れ量	IRI
I. 健全	0～20%程度	0～20 mm程度	0～3 mm/m程度
II. 表層機能保持段階	20～40%程度	20～40 mm程度	3～8 mm/m程度
III. 修繕段階	40%程度以上	40 mm程度以上	8 mm/m程度以上

(2) 優先順位の設定

評価点は、舗装劣化度を最大 30 点、路線・区間の重要度を最大 10 点とし、劣化度と路線区間の重要度の評価点を合計したものを優先度評価点とし、優先度評価点の高い路線について修繕優先順位が高いと判定した。

舗装の劣化度は路盤の支持力低下を表層で最も表すひび割れ率を舗装劣化の評価指標とし、設定した管理水準に照らし合わせて評価する。

劣化度評価点と重要度評価点の配分は、劣化度が同等の区間での修繕優先順位を定めることを目的とし、重要度評価点が最大の場合でも劣化度の評価区分を超えないように設定している。

劣化度評価区分

診断区分	ひび割れ率	劣化度評価点数
I	20%未満	0
II	20%以上 30%未満	10
	30%以上 40%未満	20
III	40%以上	30
最大		30

路線・区間の重要度の評価点

重要度評価指標		重要度評価点数
路線特性 (最大3点)	町域連絡路線	1
	国道県道補完路線	2
	政策関連道路	2
	町域連絡路線及び 国道県道補完路線	3
バス		1
公共施設		1
保育所・幼稚園・学校		1
病院		1
D I D		1
工業地帯		1
要望等		1
最大		10

路線・区間の重要度の評価点

評価点項目	劣化度評価点数
劣化度評価点最大	30
路線・区間の重要度評価点最大	10
優先度評価点最大	40

(3) 修繕工法及び工法単価の設定

修繕工法及び工法単価は本市の過年度の実績から下記のとおり設定する。

診断区分	ひび割れ区分	修繕工法	工法単価 (円/㎡) (税込)
II	20%以上 30%未満	オーバーレイ	2,800
	30%以上 40%未満	表層打換え	6,200
III	40%以上	表層・不陸整正 (補充材有)	7,300

(4) 修繕対象候補路線の抽出

舗装修繕は路線単位で行うものとする。点検結果より診断区分Ⅲの区間は当市内で点在しており、舗装修繕工事の効率面を考慮し連続して診断区分Ⅲの区間がある路線を修繕することとした。

連続性の一つの目安として診断区分Ⅲの区間が路線全体の50%以上を占める路線を修繕候補路線とする。

また、その他の路線についても診断区分に応じて分類を行った。

路線分類の基準・状態

路線分類	分類基準・状態
修繕候補路線 (90 路線・5.2%)	・診断区分Ⅲ（ひび割れ率40%以上）の区分が50%以上を占めており路線延長が100m以上の路線 ・路線内の全面から連続した区間で損傷が進行しており、計画的に修繕が必要となる路線
準修繕候補路線 (4 路線・0.2%)	・診断区分Ⅲ（ひび割れ率40%以上）の区分が50%以上を占めており路線延長が100m未満の路線 ・路線延長が短いため、必要に応じて対策を行う必要のある路線
経過観察路線 (534 路線・30.7%)	・診断区分Ⅲ（ひび割れ率40%以上）の区間を有する路線 ・路線内で部分的に損傷が進行している路線。将来的に修繕を行う必要がある路線
表層機能保持段階路線 (424 路線・24.4%)	・診断区分Ⅱ（ひび割れ率20%以上40%未満）の区分を有する路線 ・現状では修繕の必要はないが、損傷状況の進行を注視する必要がある路線
健全路線 (687 路線・39.5%)	・診断区分Ⅱ・Ⅲの区分が存在しない路線 ・舗装状態が良好な路線

〇所見

これまで、舗装修繕については地域の要望に応じて対応してきた。しかし平成26年から市内全域の市道に係る路面性状調査を実施して劣化診断を行い平成28年度に終了したことから、その結果を基に優先順位を決めて計画的に整備する計画を策定した。

優先度を付けて、予算の平準化を図りながら計画的に整備を行ってほしい。

(3) 公営住宅等整備計画について

○概要

(1) 移住・定住対策

移住・定住のターゲットを「若年子育て世代、小家族世帯、若者や団塊世代などのU I Jターン者」とし、目標戸数（世帯）は391戸（1,000人/2.56人）に設定し、持ち家及び貸家、民間及び公営に分類し目標戸数を設定する。

(2) 住宅セーフティネット

将来的（30年後）な公営住宅の必要戸数を踏まえて、老朽化が進む市営住宅の解体、団地の集約・再編のスケジュール、優先順位、整備手法、事業費（財源）などについて整理する。

○市全体の市営住宅必要戸数見通し（H60）

894戸（H29管理戸数）－149戸（整備122戸－解体271戸）＝必要戸数745戸

○団地の廃止・整備の考え方

解体対象は、長寿命化計画で廃止判定され政策空き家となった団地とする。

解体の優先度は、老朽化度合い、立地環境（郊外）などにより選定する。

再整備は集約・再編を前提に、郊外に立地する団地の利便性の高い拠点内へ集約し、整備することを基本とする。

○対応年数超過住宅の状況及び将来人口の見通し

地域別における既存住宅の老朽化の状況は、現在、老朽化住宅が集中している迫、登米、東和、石越は管理戸数の減少が進み、比較的新しい住宅が多い中田、豊里、米山、南方、津山はそれ以降、順に減少が進む見込みとなる。

また、人口については、平成27年国税調査において、登米、東和、津山、石越、米山の高齢者率が高く、さらに、平成57年（約30年後）の人口見通しは、登米、東和、米山、石越の減少率が高くなっている。

以上の見通しから将来的な必要戸数は、算定戸数を基本としますが、減少幅が大きい地域は、高齢者や低所得世帯数の割合など将来的な住宅困窮世帯数を踏まえて、適切な管理戸数を確保する必要がある。

○住宅再整備の優先順位の考え方

耐用年数超過割合が高い、迫、登米、石越及び東和の団地から優先的に進める。

○所見

市の住宅政策の基本は移住・定住施策とセーフティネットにあるが、民間とも連携しながら、市民が安心して暮らせる住宅環境を構築していく事を望む。